

多気町における建築形態制限一覧表

		用途地域						用途地域外の地区	
		第1種・第2種 低層住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	商業地域	準工業 地域		工業地域
建ぺい率		60%			80%	60%		60%	
容積率		100%	200%		300%	200%		200%	
高さの限度		10m	—				—	—	
斜 線 制 限	道路斜線	勾配1.25			勾配1.5		勾配1.5		
	隣地斜線	—	20m + 勾配1.25		31m + 勾配2.5		20m + 勾配 1.25		
	北側斜線	5m + 勾配1.25	—				—		
日 影 制 限	制限を受ける建築物	軒高 > 7m 又は 地上階数3	建築物の高さ > 10m		—	建築物 の高さ > 10m	—	建築物の 高さ > 10m	
	平均地盤面からの高さ (測定水平面)	1.5m	4m			4m		4m	
	日 影 規 制 時 間	5m < 敷地境界線からの 水平距離 ≤ 10m	4時間	5時間			5時間		4時間
		敷地境界線からの水平 距離 > 10m	2.5時間	3時間			3時間		2.5時間

* 外壁後退の制限は無し（風致地区内は制限有り）

* 日影制限：冬至の日を基準とした高さの制限で、AM8時～PM4時の内、上記の時間内なら影になっても良い

* 測定水平面：この高さの位置における影の時間を測る